

議案第2号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年2月18日提出

入間市長 田中龍夫

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等に係る条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表54の項金額の欄第1号ウ中「床面積の合計が300㎡以内」を「床面積（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。第2号ウにおいて「基準」という。）Iの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。このウ及び55の項第1号ウにおいて同じ。）の合計が300㎡以内」に改め、同欄第2号ウ中「共同住宅」の次に「(基準Iの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。55の項第2号ウにおいて同じ。)」を加える。

別表56の項金額の欄第1号イ中「床面積の合計が300㎡未満」を「床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。このイ、次号イ並びに58の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。）の合計が300㎡未満」に改め、同欄第2号中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)」を削る。

別表58の項金額の欄第3号中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加え、同号イ中「床面積の合計が300㎡未満」を「床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。このイにおいて同じ。）の合計が300㎡未満」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。